

## 府中市低入札価格調査制度運営要綱

平成11年11月1日制定	平成14年4月1日一部改正
平成14年6月17日一部改正	平成17年3月31日一部改正
平成19年3月30日一部改正	平成19年11月2日一部改正
平成21年3月30日一部改正	平成22年12月13日一部改正
平成23年4月1日一部改正	平成24年4月1日一部改正
平成25年12月20日一部改正	平成26年4月1日一部改正
平成26年7月1日一部改正	平成28年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正	平成31年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正	

### (趣旨)

第1条 この要綱は、府中市建設工事執行規則（平成11年府中市規則第12号）の適用を受ける建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者をもって落札者とすることがあるものとして競争入札を行う場合の事務手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、請負対象設計金額が1,000万円以上の工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、低入札価格調査制度によらないことができるものとする。

### (調査基準価格の決定)

第3条 市長は、前条に規定する工事に係る入札について、予定価格の**100分の75以上100分の92以下**の範囲内で別に定める算定式により、調査を実施する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとする。

### (入札参加者への周知)

第4条 市長は、入札公告その他適切な方法により、次に掲げる事項を入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格の入札（以下「低価格入札」という。）が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低価格入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）であっても調査の結果、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取（調査）に協力しなければならないこと。

(5) 低価格入札者が契約者となった場合、瑕疵担保責任の存続期間が延長されること。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、低価格入札があったときは、落札者を決定しないで、入札者に対して「保留」を宣言し、調査のうえ、後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。この場合において、入札価格は公表しない。

(工事費内訳書等の提出)

第6条 入札執行者は、調査対象となる低価格入札を行った入札者から、原則として入札当日中に、入札価格の内訳書及び必要に応じその積算の基礎となる資料(以下「工事費内訳書等」という。)を提出させるものとする。

(調査対象者)

第7条 低価格入札のうち最低の価格で入札を行った者を調査対象者とする。

2 低価格入札が複数ある場合は、最低の価格の者について調査を行うものとする。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、引き続き他の低価格入札者の中から入札価格の低い順に同様に調査を行うものとする。

(調査の実施)

第8条 第5条に規定する保留の場合は、調査班を設け調査を行う。

2 調査班は、建設産業部長を班長とし、設計担当課長、契約担当課長及び関係職員をもって充てる。

3 調査は、当該契約の内容に適合した履行をされないおそれがあるか否か又は当該低価格入札者と契約を締結することが公正取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるか否かを具体的に判断するため、低価格入札が行われたときは、提出された工事費内訳書等と請負対象設計金額の内訳を比較し、適正な履行確保の基準(平成19年12月1日制定。以下「基準」という。)を満たしているかどうか調査するとともに、低価格入札者の見積りの方が著しく低廉である項目について、その理由を明らかにするために、次に掲げる事項の調査を行い、低価格入札価格調査表(別記様式第1号)を作成するものとする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 対象工事付近における手持工事の状況

(3) 対象工事に関連する手持工事の状況

(4) 対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)

(5) 手持資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

- (7) 手持機械の状況
- (8) 建設作業従事者の具体的供給見通し
- (9) 経営状況（取引金融機関及び保証会社等への照会）
- (10) 信用状況（建設業違反、賃金不払、下請代金遅延等の有無）
- (11) その他必要な事項

4 前項の調査の結果、基準を満たさないことが明らかになったときは、当該調査対象者について、令第167条の10第1項に規定する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあり、請負契約の相手方として不適当であると認めるものとする。

5 契約担当課長は、調査結果を基に、低入札価格調査結果表（別記様式第2号）を作成するものとする。

（組織）

第9条 前条の調査の結果を審議するため、府中市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、副市長を委員長とし、委員は、建設部長、都市デザイン課長、土木課長、上水下水道課長、農林課長、環境整備課長及び監理課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、建設部長がその職務を代理又は代行する。

4 委員長は、必要に応じて関係職員を委員に任命することができる。

（調査結果の審議等）

第10条 委員会は、第8条の調査結果に基づき最低価格入札者を落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）とするか否かを審議する。

2 委員会で審議した結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれ又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適当であると判断したときは、最低価格入札者を落札者等とせず、次の各号に定めるところにより、落札者等の決定を行う。

(1) 最低価格入札者以外で予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）が、調査基準価格以上の金額で入札している場合は、落札者等とする。

(2) 次順位者が調査基準価格以下の入札者であった場合には、この項の規定を準用して、落札者等を決定するものとする。

（入札参加者への通知）

第11条 市長は、委員会の議を経て、落札者等と決定された者に対してその旨を通知するとともに、他の入札者に対してその旨を通知するものとする。

（低価格入札者と契約する場合の措置）

第12条 市長は、低価格入札者を落札者として請負契約を締結するときは、次に掲げる措置を実施するものとする。

- (1) 契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 府中市建設工事執行規則第73条第1項の規定による契約解除が行われた場合に受注者が支払うべき違約金は、請負代金額の10分の3とする。
- (3) 瑕疵担保責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から4年（木造の建物等の建設工事、設備工事等の場合にあつては、2年）以内とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、建設部監理課庶務係において行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。して請負契約を締結するときは、次に掲げる措置を実施するものとする。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に公告を行った入札の低入札価格調査制度の対象となる建設工事については、なお従前の例による。

(様式第1号)

## 低入札価格調査表

(金額は税抜き)

工 事 名	
工 事 場 所	
業 者 名	
事 情 聴 取 の 相 手 方	
開 札 日	
入 札 価 格	
調 査 基 準 価 格	
予 定 価 格	
調 査 日 時	
事 情 聴 取 者	

調査事項	内 容
① その価格により入札した理由	
② 対象工事付近における手持工事の状況	
③ 対象工事に関連する手持工事の状況	
④ 対象工事と入札者の事務所、倉庫等との関連	
⑤ 手持資材の状況	
⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係	
⑦ 手持機械の状況	
⑧ 建設作業従事者の具体的供給見通し	
⑨ 経営状況(取引金融機関・保証会社などへの照会)	
⑩ 信用状況(建設業法違反、賃金不払、下請代金支払遅延の有無)	
⑪ その他必要な事項	

# 低入札価格調査結果表

(様式第2号)

(金額：税抜)				入札執行日	
工 事 名	設計金額	予定価格 A	調査基準価格 B	B/A (%)	
低価格入札者名	入 札 価 格 C	落 札 率 C/A (%)	調 査 結 果 の 概 要 契約内容に適合した履行の当否	理 由	
<p>摘要 「適正な履行確保の基準」：数値的判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接費(直接工事費+共通仮設費積上げ分) 市積算の金額の70%以上が計上されていること。</li> <li>・ 共通仮設費率分 市積算の金額の50%以上が計上されていること。</li> <li>・ 現場管理費 市積算の金額の50%以上が計上されていること。</li> <li>・ 一般管理費 市積算の金額の30%以上が計上されていること。</li> </ul>					

年 月 日 作 成

注) (1) 入札価格の低い順に記入すること。  
 (2) 「契約内容に適合した履行の当否」の欄には、「当」又は「否」と記入すること。  
 (3) 「理由」欄は、(2)で「否」と記入した場合のみ記入することとし、その理由は具体的に記入すること。